

令和8年第1回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和8年1月9日(金) 午後1時30分から午後3時30分
- 2 場 所 菊池市役所 本庁2階 204会議室
- 3 出席委員 1番/東博己 2番/山内正春 3番/中山真由美 4番/佐々木英樹
5番/松岡 忠 6番/丸山利明 7番/吉野幸資 8番/横田 勇
9番安武義徳 10番/徳永久美 12番/池田博之 13番/高山悦子
14番/木村克幸 16番/平山一浩 17番/牛島誠治郎 18番/永松治雄
19番/川口五月
- 4 欠席委員 11番/山本英治 15番/泉田加代子
- 5 事務局 (本 庁) 古田十咲、高野美由紀、清水登、岡島尚輝、近藤孝雄
(七城分室) 井芹加苗 (泗水支所) 近藤健志
- 6 議 題 議案第1号 新規就農について
議案第2号 農地所有適格法人設立届出について
議案第3号 買受適格証明願について
議案第4号 農地法第3条許可申請について
議案第5号 農地法第4条許可申請について
議案第6号 農地法第5条許可申請について
議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 報 告 ①許可不要転用届出について
②土地改良届出について
③許可返納願について
④合意解約について

《 開 会 》

事務局長 定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は、出席番号15番泉田委員と出席番号11番山本委員より欠席の届出がっております。本日は19名のうち17名の委員にご出席をいただいておりますので、菊池市農業委員会会議規則第9条における過半数を超えており、本会議は成立していることをご報告いたします。なお、本日は山本委員の欠席により、宮本推進委員さんにご出席をいただいております。どうぞ

よろしくお願ひいたします。それでは、ただいまより令和8年第1回菊池市農業委員会議を開会いたします。

《 会長挨拶 》

《議事録署名者指名》

会 長 議事録署名人を指名いたします。菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、議席番号14番、木村委員と、議席番号16番、平山委員を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

《議案審議》

会 長 それでは、議案第1号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第1号 新規就農について

事務局長 議案第1号新規就農についてご説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願ひいたします。新規就農にあたり、別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件です。2ページから3ページが農業計画書となっております。2ページをご覧ください。申請者の住所氏名、それから申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積についての記載となっております。続いて3ページでございます。家族、農業用機械の保有状況等、作付・管理計画につきましては、記載のとおりでございます。昨年12月24日に丸山会長をはじめ、担当委員と事務局で面談を行っております。説明は以上でございます。それでは、担当委員の吉野委員よりご意見をお願ひいたします。

吉野幸資委員 7番の吉野です。この方は、娘さんがフランスで料理の修業をされており、今年の9月頃には帰国されるということです。畑にはブルーベリーとかネギ等を植えまして、それを食材に使う計画があるということです。本人さんたちは農業経験も少しはあるということで、面積的には少なく、少し草も生えておりますが、作付け出来る土地と判断しました。よろしくお願ひいたします。

会 長 新規就農につきまして、事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願ひいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい、ありがとうございました。全員挙手ですので、承認する事に決定いたします。次に議案第2号を上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

議案第2号 農地所有適格法人設立届について

事務局長 議案第2号、農地所有適格法人設立届についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。別紙のとおり、農地所有適格法人設立届出がありましたのでご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は2件となっております。農地を取得するにあたり、届出を出されたものでございます。5ページから10ページが届出の内容になります。資料のとおり、2つの法人におきましては、農地所有適格法人の要件であります「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」については満たしていることから、特に問題はないものと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 農地所有適格法人設立届につきまして、事務局から説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

はいどうぞ。

高山悦子委員 13番の高山です。この方の所在地は、奈良ですね。どうやって作業をされるのですか。それから、農業は初めての方ですか。実績には記載がありませんが。

会 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは、先ず補足説明をさせていただきます。今回の農地所有適格法人につきましては、以前、県の経営継承事業によりお茶を栽培していた個人から法人へ事業継承した案件があったと思いますが、その代表者の方が、また別の法人を立ち上げられて、前所有者が利用していた農地を、その法人を設立後に取得するものであります。後で、第3条申請のところ出てきますが、農振農用地区域でなかったために、その経営継承にあげられなかった部分を、今回あげられております。奈良の法人ということですが、奈良からも時々は来られるんですけども、ここを、今まで所有しておられた、前の所有者さんが社員となって、その方は八女市ですので、八女市から頻繁に来られて作業されることになっております。

会 長 よろしいですか。

高山悦子委員 了解しました。

会 長 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長 それでは、農地所有適格法人設立届につきまして、承認することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

山内正春委員 説明の途中ですが、先ほどの農地所有適格設立届の二つ目の法人は審議しないのですか。

会 長 農地所有適格設立届については、2件出ておまして、事務局としては、2件の説明をしたと思いますので、一括して審議したところではございますが、事務局より改めて説明をお願いします。

事務局 それでは、改めて二つ目の案件について、を説明させていただきます。資料は8ページからになりますが、この方は、後で公社の売買で出てきます。資料は27ページになります。公社を通しての売買で、買い受けの予定者になっておられますので、今回、所有適格法人の届けを出されております。以上です。

会 長 そうしましたら、ただ今説明がありました8ページからの農地所有適格法人設立届につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質 問 ・ 意 見 な し)

会 長 それでは、8ページから9ページの農地所有適格法人設立届につきまして、承認することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第3号を上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

議案第3号 買受適格証明願について

事務局 はい。議案第3号、買受適格証明願いについてご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。公売に付された別紙の農地につきまして、買受適格証明願が提出されましたので、農地法第3条許可の適格者としての可否についてご審議の上、委員会の意見を決定し、適格証明書を交付するものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 買受適格証明願につきまして、事務局より説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第4号を上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

議案第4号 農地法第3条許可申請について

事務局長 はい。議案第4号農地法第3条許可申請についてご説明いたします。14ページをお願いいたします。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙の通り申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、許可指令書を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転9件、賃貸借権設定12件、使用貸借権設定3件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 それでは、所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

事務局 所有権移転1番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 1番につきましては、私の担当ですので、意見を述べたいと思います。6番の丸山です。現地確認は推進委員さんが1月4日、私が6日に行っております。譲渡人さんは、後継者もおられなくて、もう農地など財産を処分したいという意向で、譲受人さんが隣接地に農地がありますので、話し合いの中で、このような申請がなされております。価格につきましては、本人さん同士の話し合いをもとに、このような金額となっておりますので、何ら問題はないと思っております。皆さん方のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長 次に、2番をお願いいたします。

事務局 2番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 2番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いいたします。

川口五月委員 19番川口です。1月7日に推進委員と一緒に現地確認を行いました。譲受人さんは、地元で養豚と農業をされています。譲渡人さんは、こちらにいらっしゃいませんので、譲受人さんが後を継がれることになりました。栗が植わっていますので、そのまま利用されるそうです。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 次に、3番をお願いいたします。

事務局 3番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書記載のとおりです。

吉野幸資委員 7番の吉野です。この件は、先ほどの新規就農の方の申請でございますが、ご覧のとおり、譲渡人が市外で、この方の家の裏に、この田がございまして、その家をお買いになったと同時に、この田も一緒に取得されるということでございます。12月24日に現地確認いたしまして、地目は田でございますけれども、作付けの形跡はちょっとなくて、草が生えていた状態でございます。譲受人の方は、先ほど言いました通り、夫婦とも農業の経験は少しはあるようでございます。娘さんがフランスのレストランに勤められており、今年9月には帰国するという事で、食材としてネギとかブルーベリー等を作りたいということです。土地の活用としては、良いと思われまますので、よろしくお願いします。

会 長 次に、4番をお願いいたします。

事務局 4番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡 忠委員 5番の松岡です。7日に現地確認をしました。譲渡人さんは、今、市外に住んでおられまして、こちらに土地を持っていても、これから先も耕作できないということで、譲受人さんと話し合っ、実際に今、譲受人さんが作っておられまして、これからも継続して作っていききたいということです。特に問題はないかと思ひます。よろしくお願いします。

会 長 次に、5番をお願いいたします。

事務局 5番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡 忠委員 5番の松岡です。譲渡人さんが、高齢で身体も自由がきかないという事で、耕作できないという事です。現在、譲受人さんが、作っておられまして、双方で話し合ったところ、譲受人さんが、これからも作っていかれるという事になったものです。特に問題はないかと思ひますので、よろしくお願いします。

会 長 次に、6番をお願いいたします。

事務局 6番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員 10番の徳永です。譲受人さんは、主に水稻、麦、花を作っておられます。元々、譲受人さんのお父さんの代から何十年も借りておられましたが、今回は、双方合意による所有権移転です。問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

会 長 次に、7番をお願いいたします。

事務局 7番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

木村克幸委員 14番の木村です。1月3日に現地確認をしました。きちんと管理してありました。双方合意による所有権移転です。譲受人さんは、野菜を作るそうです。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 次に、8番をお願いいたします。

事務局 8番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

東 博己委員 1番の東です。こちらは、先ほど農地所有適格法人届出があった案件でありまして、元々、譲渡人の方が、管理されていたところでもあります。登記地目は公衆用道路となっておりますが、現況は畑でございます。何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 次に、9番をお願いいたします。

事務局 9番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番の佐々木です。28日に推進委員と一緒に確認に行きました。これには露地野菜としてありますが、現在は、飼料用の作物が植えてあるようです。兄弟間の贈与でございますので、特に問題はないかと思っております。よろしくお願ひします。

会 長 次に、賃貸借権設定の1番と2番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局 賃貸借権設定の1番と2番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 1番と2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

安武義徳委員 9番の安武です。1月6日に現地の確認を行っております。畑や田は、適切に管理されておりました。特に問題はないと考えております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

会 長 次に、3番をお願いいたします。

事務局 3番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

中山真由美委員 3番の中山です。譲渡人さんが、かなり高齢で、息子さんも体が不自由になり、譲受人さんが引き受けて作るそうです。譲受人も農家で、今までもたくさん作っておられたので、問題はないと思いますけど、よろしくお願ひします。

会 長 次に4番と5番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局 4番と5番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 4番と5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

事務局 はい。4番と5番につきまして、山本委員さんに代わってご説明します。譲受人さんは、長年、苗木やブドウの生産販売を行っておられる法人で、認定も受けておられます。機械も持っておられます。推進委員の方からも、現地については、何も問題ないということで報告を受けております。皆様のご審議、よろしくお願ひします。

会 長 次に6番から9番につきましては、関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局 6番から9番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長 6番から9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番、佐々木です。28日に推進委員と確認いたしました。借受人さんの方が先月、法人で申請された方ですけれども、面積要件が4町という事で、新たに借受けをされるところです。特に問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長 次に、10番から12番につきましても関連しておりますので、一括で説明をお願いいたします。

事務局 10番から12番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書記載のとおりです。

会長 10番から12番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永松治雄委員 18番の永松です。この案件も従来から買われておりましたところを法人に変えるということでの申請となっております。現在はトウキビを作付けされておまして、酪農を約50頭近い頭数を搾乳しておられるということでございまして、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

会長 次に、使用貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

事務局 1番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書記載のとおりです。

会長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡 忠委員 5番、松岡です。これは親子間の使用貸借で、農業者年金の受給のための再設定です。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 次に、2番と3番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局 2番と3番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書記載のとおりです。

会長 2番と3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永松治雄委員 18番の永松です。この案件も先ほどと同様に、個人から法人の方に買い替えるということの申請となっております。現況は、トウモロコシを作付けされております。何も問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 農地法第3条の許可申請につきまして、事務局、各担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。はいどうぞ。

事務局 補足説明いたします。18ページから19ページにかけて、同じ譲受人の法人が出てきておりますので、このことについてご説明します。この方は、公社を通しての売買をされることになっております。現在は、公社が買い入れて、公社の名義になっております。この度、この方が公社から買うにあたっては、法人で買うことになっておりますが、法人としては、公社の売買面積の要件に足りていなくて、個人では十分持っておられるので、今回、その個人名で貸借をしておられる農地を、法人さんに替えるというものです。まだ一部が使用貸借権設定で、2番と3番になりますが、2番の譲渡人さんは、この法人さんの代表者さん本人で、3番の譲渡人は、その代表者さんのお父さんにあたられます。以上です。

会長 公社の売買に関する申請という事ですか。少し分かりづらいですが。

事務局 公社の売買をする際には、農地を受ける側の面積要件がありまして、この法人さんの場合は、構成員の方が2人になりますので、2町3反8畝×2の面積が必要になり、それを超えるために、法人の名義に替えるということになります。この貸し借りを、今回3条を通すことによって、貸借の面積としても経営面積にカウントされますので、法人さんでの経営面積を増やすために、貸借を法人でされるものです。

会長 これは、近いうちに、農用地利用集積等計画促進（案）に上がっているということですか。

事務局 はい。来月か再来月に公社からこの法人さんが買いますという案件が上がってくるようです。

会長 はい。分かりました。他に何かありませんか。はいどうぞ。

高山悦子委員 13番の高山です。この件に関して、要するに耕作面積が足りないので、今増やしてますという話しですかね。それと来月にでも資格は満たしましたと言って、公社が入っての売買ができるという制度なんですか。じゃあ、もしかして1日だけ持って、とにかく1日で満たしました。じゃあ明日は売買できますという。そういう目的のために行われているということですか。そんなに短くてもいいんですか。しばらく実績があつてとかいう時に、2、3年とかそれだけ増やした耕作をしている土地がないといけないような気がするわけですよ。感覚としてはですが。実績があるっていうのは、やはりその1日2日じゃ無理でしょう。いくらその法人さんの代表者がされていても、その代表者と法人さんは別個なので、今のような手段を取らざるを得なくてされていると思うんだけど、そこで実績が必要ということですかね。まあ実績というよりも、それだけの耕作をしているっていうのを判断するためには、やはり1ヶ月とかいうわけにはいかないような気がするんですけど、そこは特に問題にはされていないんですか。

事務局 農家台帳ですが、個人の名前で一覧が出てくる状態になっておりますので、公社の売買の時には、その農家台帳で確認されまして、その法人で貸し借りがなされているというふうに載っているということでの確認になります。

高山悦子委員 13番の高山です。そうすると、私は先ほど実績が必要と思ったのですが、個人でやっていた実績を、その法人さんがそのまま引き受けると、実績共々引き受けて、それだけの実績があつたとみなされるような扱いだということですかね。

事務局 はい。そのとおりです。

会長 他にはございませんか。はいどうぞ。

安武義徳委員 9番の安武です。ただいまの案件ですけど、法人で基盤強化にかからない案件をこういう形でかけていくっていうふうに、逆に、聞くとなんかそんなふうに聞こえたのですが、そうではないんですよ。本来この法人は、基盤強化法では適用にならないということですよ。公社からの対象には適用にならないですよ。面積が足りないんです。じゃないのですか。だから個人で実際に19ページの2番の方が賃貸契約して

る分を法人に契約することによって、かかるようになるという話でしょ。だから聞き方を間違えると、資格がないのになんかそっちに持ってきてるように聞こえてしまうから、そうじゃないんですね。

事務局 そうです。

平山一浩委員 16番平山です。今のお話は、もう皆さん理解したと思うのですが、そもそも株式会社で農地を買うメリットというんですかね、今までは、個人でみんなやってきたじゃないですか。法人にしてるところも、個人の名前のままでこっちにやったり、会社にやったりとかいうところはあって、株式会社に農地が買うメリットがあるのですか。個人で買っていいのに、わざわざ会社で買う有意性といいますか、個人で買えばいいのに、会社で買うメリットが何かあるのですか。

事務局 法人化をすることによるメリットだと思います。要は法人化する事によって個人と比べると、信用力や融資を受ける時などのメリットがあります。それと対外的な事もあるかと思います。

平山一浩委員 法人が終わる時も面倒だと思いますが。

事務局 終わるのは前提として、先ずは考えないですね。先々、どうしてもうまくいかなかった場合には、清算という形になると思いますけど、なるべくなら次の後継者を目指す方向に持って行かなくてはならない。最初から潰れるというようなことは考えない。いろいろ経営の問題とか、先ほども申しましたけど、対外的な信用力、それから人材確保、後継者は来やすいですね。それと、地域社会への貢献というのもあるかと思いますが、その辺のメリットというのはあるのではないかと思います。

平山一浩委員 ただ、会社でこれができるのと、ダミー会社を作って、農地を買いあさるということができるようになりはしないか。心配するところがあります。

事務局 そこは、きちんと資金力や経営力などを、よく審査をする必要があります。

会 長 他にはございませんか。はいどうぞ。

佐々木英樹委員 4番の佐々木です。私たちは現場確認したんですが、一応、賃借権として見たものですから、後で売買になるとか、そういう感じでは全然見てなかったものですから、確認の仕方も変わってくるんじゃないかとも思いますので、もしそういう点があれば、調査内容に、少し入れておいてほしいというふうに思いますが。

事務局 今後は、備考欄に記載したいと思っております。

会 長 他にはございませんか。はいどうぞ。

永松治雄委員 18番永松です。この案件は賃貸借が10年となっておりますけども、これは、売買を前提としたところとなっております。どのように考えたらいいのですか。この案件は全部売買の対象ということですか。

事務局 買われる所は、別のところですよ。あくまで面積を増やすためになります。

会長 事務局にきちんと説明をしていただきたいのが、賃貸借権設定、あるいは使用貸借権設定は、この10年間という設定の間は、このままの状況ということですね。

事務局 はい。そうです。

会長 それと、集積には、この面積が加算されて、提出ができるということですね。

事務局 はい。そうです。

会長 はい、わかりました。他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会長 それでは意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第5号を予定いたします。事務局より説明をお願いいたします。

議案第5号 農地法第4条許可申請について

事務局長 議案第5号農地法第4条許可申請についてでございます。20ページをお願いいたします。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、許可指令書を交付するものがございます。今回の案件は2件となっております。詳細につきましては、担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会長 それでは、1番について説明をお願いいたします。

事務局 ご説明いたします。21ページをご覧ください。申請番号1番でございます。所在、地番、地目、面積、申請人の住所氏名、目的等は記載のとおりでございます。続いてスクリーンをご覧ください。申請地については、菊池市役所から南西へ約3.3kmのところになります。農地区分は農振農用地になりますが、農業用施設であるため転用は可能なものとなっております。現状写真がこのようになっておりまして、すでに建っている建物は、令和2年に200㎡以内の許可不要転用届が出されておりますが、今回、施設の増設及び全体の地目を変更したいというご意向により、全部についての4条申請が上がっている案件でございます。以上でございます。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7番の吉野です。1月7日に確認しました。説明もありましたように、既存の納屋を増築したいということで、申請が上がっておりますが、最初は一部、許可不要で上がっておりましたので、今回、全体をまとめて申請をして、将来的に宅地に登記し直すということで、申請が上がったものでございます。ゴボウと米を作られておまして、長男の方と孫の方が、農業後継者の候補としておられまして、現在の納屋には、農業機械等が入りきれないということで、今回増設するということでございます。近隣の農地については、ほとんど影響がなくて、納屋でございますので、雑排水も発生しません。雨水等につきましては、砂利を敷いて自然浸透となります。どうか審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 次に2番をお願いしますが、2番につきましては、議案書を見ていただきますと、上段と下段で担当員が分かれておりますので、説明は一括でお願いいたします。

事務局 申請番号2番を説明いたします。所在、地番、地目、面積、申請人の住所、氏名、目的等は議案書の通りとなっております。続いてスクリーンをご覧ください。先ほど会長からありました通り、この案件については申請地が2つに分かれております。上段の申請地については、市役所から北東方向に約5km、下段の申請地については、旭志支所から北北東方向に約4kmのところにあります。農地区分はどちらも農業公共投資の対象外で、小集団の生産性の低い第2種農地になりますので、転用は可能なものとなっております。この案件については、申請者が畑とは知らずに植林をしてしまったというところがありますので、始末書が添付されております。概要を簡単に説明いたします。当該土地は、もともと義父名義の土地でしたが、義父が農業者年金の受給を希望し、経営移譲が必要になったため、贈与を受けた土地です。当時、栗の木が植えられていたところ、義父が平成24年の1月に亡くなりまして、その追悼の意を込めて別の木を植えることとなりました。当時から主に栗山として山であるというところで認識していたため、山林だと思い込んで、上段の土地については、平成24年5月頃におよそ150本ほど、下段の土地については、平成31年の4月頃におよそ200本ほど杉の苗木を植栽したということでした。上段の土地については、隣地が山林や竹林に変わったことで、陰地にもなっておりまして、また栗の木のほかに竹や杉が植わっておりまして、とても畑とは思えない状況でした。下段の土地については、義父から相続した自己所有の隣地に山林がありまして、それと混同して一体として全域に、杉を植えたというところですので。今回、申請者自身の老化が進み、身辺整理をしていたところ、こうやって畑で残っているという状況が判明されたので、改めて無断転用を是正するために申請を出した次第であります。不注意により事前の申請を怠ったことを深く反省しております。心よりお詫びを申し上げます。という始末書が出されております。以上です。

会 長 それでは、担当委員さんの意見をお願いいたします。

安武義徳委員 はい、9番の安武です。今、ご説明がありましたように、始末書が提出されておりました。現地は1月7日に、丸山会長をはじめ事務局と現地確認を行っております。先ほどの写真で見られたとおり、山林になっておりました。今、説明があったとおり、高齢化ということで遺産の整理をしていく中で、今回発覚したということでございますので、やむを得ないかなというふうに思ったところでもあります。なお、今年の夏に農地パトロールで、この現地を通っておりますが、その際にはスルーしてしまって、全く気づきませんでした。今後はやはりしっかりと確認しながら行っていく必要があるかなというふうに、改めても思ったところでもあります。以上です。

会 長 上段の土地については私の担当ということで、意見を述べたいと思います。6番の丸山です。私の方は7日に事務局と、ご本人、申請代理人である司法書士さんと立ち会いをいたしました。安武委員のところよりも、もう少し山林化が進んでおりました。山林になっておりました。そういったことと同時に、ここに何を植えても、もう他の農地に何ら支障があるようなところでもありませんので、こういったところは、早く本人さんあたりが申請されて、農地から外していただくならということで、大変喜んで、ということはいけませんが、申請されたことを良かったなと思っております。その中で、下段の現地を見たときに安武委員が、こういった農地が他にはございませんかということをお尋ねになったところ、もうないということでしたので、それを信じておりますけど、また出てくる可能性もあるかと思っておりますが、何らかの問題のあるようなことではないということで、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第4条の許可申請につきまして、事務局、担当委員からの説明は終わりましたが、何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい、ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に議案第6号を上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条許可申請について

事務局長 議案第6号農地法第5条許可申請についてご説明をさせていただきます。22ページをお願いいたします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、許可指令書を

交付するものでございます。今回の案件は所有権4件、使用貸借権設定1件となっております。詳細につきましては担当より説明いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

事務局 それでは23ページをお願いいたします。所有権移転の1番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用の形態、目的、事由等につきましては、議案書のとおりとなっております。場所につきましては、菊池市役所から西へ約550mのところにあります都市計画の用途区域内にある農地でございます。3種農地となりますので、転用は可能かと思われる場所になります。以上です。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡 忠委員 5番、松岡です。7日に現地確認をしました。この度、個人住宅を建てたいということで、申請がっております。給排水については、上下水道が近くを通っている、それを利用されるとの事です。雨水については、地下浸透で、南側にはU字溝が入っていますので、そちらの方にも流していきたいということで、申請がっております。別に問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長 次に2番をお願いいたします。

事務局 2番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用の形態、目的、事由等につきましては、議案書のとおりとなっております。場所につきましては、七城支所から300m以内の3種農地となっております。七城支所から南に約300mのところにある農地でございます。3種農地となりますので転用の方は可能かと思われるところとなっております。以上です。

会 長 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

池田博之委員 はい、12番の池田です。1月7日に丸山会長と事務局、推進委員と現地確認に行ってきました。転用場所は、甲佐町公民館から南東へ100mのところにあります。譲受人は不動産会社であり、今回の申請地は住環境にも良く、分譲として良い環境であるため、申請に至ったそうです。雑排水及び汚水は市の下水道に接続し排水します。雨水は敷地内処理を基本として、各棟、浸透マスを設置する予定だそうです。皆様のご審議をお願いいたします。

会 長 次に3番をお願いいたします。

事務局 3番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用の形態、目的、事由等につきましては、議案書のとおりとなっております。場所につきましては、旭志支所から西へ約1,100mのところでございますが、10ヘクタール以上の広がりがない、また公共投資がなされていない農地でございます。農地区分としては2種農地となっております。以上です。

会 長 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

中山真由美委員 3番の中山です。1月7日に現地確認をしました。土地の選定理由は南側に県道があり、資材の搬出、搬入にとっても便利が良く、作業や資材の保管がとてもしやすいとの事です。譲渡人は県外に住まわれて、こちらには両親も誰もおられませんし、もう定年でかなりの年齢になられて、帰ってくる必要がないとの事で、双方合意による申請となりました。目的は、譲受人さんは、本社は旭志地区内にありますが、近年は泗水、大津、菊陽などの仕事が多く入るようになり、効率化を目指し、新たに支店というか、倉庫を建てたいという申請です。給水は、南側道路の給水管から給水し、生活排水は、倉庫なので発生しないとの事。雨水などは、西側に大きな排水溝がありますので、そちらの方に流す予定。近くの住民への影響とかもありませんし、裏の作物にも平屋の資材置き場であり影響がないとして、周りからも苦情は出ていません。ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 次に4番をお願いいたします。

事務局 それでは24ページをお願いいたします。所有権移転の4番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用の用途、事由等につきましては、議案書のとおりとなっております。場所につきましては、泗水支所から東へ約3.4kmのところになりますが、農振農用地内にあります。ただ、牛舎であり、農業用施設でありますので、転用は可能かと思われます。始末書がついておりますので、要約してお読みします。「この度は、農地転用許可申請を怠り、無断転用したことをお詫び申し上げます。私の父は昭和50年頃より畜産業を始めており、昭和59年、畜産協同組合の補助事業で牛舎を2棟、倉庫1棟を建築されておりました。当初は、牛舎に赤牛が32頭と64頭合わせて96頭を肥育しております。その後、事業も順調に進み、経営規模を拡大することとなり、平成5年に牛舎1棟、倉庫を1棟、平成8年に牛舎を1棟、平成13年に牛舎を1棟、平成15年に牛舎を1棟、建築されており、現在、合計で246頭の牛を飼育しております。昭和59年に建築した分につきましては、手続きがしてあり、地目も宅地に変更されております。ただ、平成5年以降に建築した牛舎の農地については、許可を受けなければならないことが分かり、許可申請をさせていただくこととなりました。農地法の知識が乏しく、今回の申請に至りましたこと、誠に申し訳ございませんが、現在、肥育中の牛も多数いるため、現状のままでの農地法第5条許可申請を認めていただきますようお願いいたします。これからは法に乗って手続きを進めてまいりますので、何卒よろしく申し上げます。」という始末書がついております。以上です。

会 長 4番につきましては、担当委員の山本委員が本日は欠席ですので、宮本推進員より説明をお願いいたします。

宮本推進委員 推進委員の宮本です。1月7日に現地確認がございました。今回の申請は、親子間の所有者移転の申請になります。申請地は、酪農マザーズより北東方向へ100mほどのところになります。始末書付きの申請で、先ほどご説明もございましたが、今回、申請者の父親名義の農地を生前贈与することになり、農業委員会へ相談した

ところ、この件が判明したということです。申請地には、牛舎4棟と倉庫1棟が建っております。給水につきましては、牛の飲料用として井戸水を利用しております。汚水につきましては、おがくずに吸収させ、自身の堆肥舎へ搬入し、堆肥化して畑へ還元しておられます。雨水については、敷地内へ自然浸透で、オーバーフローが水路へ流れることになっております。通常、畜産業が行われており、近隣からの苦情等も出ておりませんので、何も問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長 次に、使用貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは使用貸借権設定の1番です。所在、地番、地目、面積、貸付人、借受人、転用の用途、事由等につきましては、議案書のとおりとなっております。場所につきましては、市役所から南西方向に約2kmのところになります。農振農用地内にある農地でございますが、農業用の加工施設ということで、転用は可能かと思われる農地でございます。以上です。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 17番の牛島です。1月7日に会長をはじめ、事務局と推進委員と現地立会を行いました。この案件は、スクリーンの奥に見えますのが、今、ブドウの直売所ということで、先月、始末書付きの申請がありました場所でございます。その手前の赤枠で囲んであるところが、今回の申請地でございます。この申請地は、もともと葡萄のハウスが建っていた土地であり、そのハウスを崩して、この土地に、新しい加工販売施設を建てるということです。加工の内容は、ジャムとかジュースとか第6次産業を営むという事です。それから、お客さんが大変多いということで、40台分の駐車場を設けるという事でもあります。給水については、地下水を利用し、生活雑排水は、浄化槽にて処理して排水路に流す。ということです。水路管理者の排水の同意はしてあるそうです。雨水は、自然浸透するという事でございます。何も問題ないかと思っておりますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局、各担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございました。全員挙手ですので許可することに決定いたします。7号に入ります前に、宮本推進委員は、ご退席でもこのまま残られても結構です。

で、申し伝えておきます。それでは、議案第7号上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画案について

事務局 はい、議案第7号農用地利用集積等促進計画案についてご説明をさせていただきます。25ページをお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積等促進計画案につきまして菊池市長から意見が求められましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

事務局 26ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表案です。今月の利用権設定は、農地中間管理事業の賃貸借権設定が17件、所有権移転が3件となっております。それでは、所有権移転の説明にまいります。27ページをご覧ください。土地の所在地、登記地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては、議案書記載のとおりです。いずれの農地も農振農用地区域内にあり、買受予定者は地域計画に位置づけられている方であります。12月16日に農業委員、推進委員、立ち会いのもと、譲渡人から農業公社への買入契約があり、現地確認も行われました。28ページをご覧ください。この2件につきましては、現在、公社名義になっている農地を受人が買うというものです。29ページは、賃貸借権の移転となっておりますけれども、これは備考欄にあります前耕作者が耕作できなくなったために、今回、この受人が耕作するもので、機構受手間の契約のみが変更になるということで、このようになっております。以上です。

会長 農用地利用申請期等促進計画案につきまして、事務局からの説明が終わりましたが、ここでしばらく時間を取りますので、ご確認をしていただきたいと思います。

(資 料 確 認)

会長 それでは、議案の確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質 問 ・ 意 見 な し)

会長 意見もないようですので、原案の通り承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。報告案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。37 ページをお願いいたします。報告案件は、許可不要転用届出について、それから、土地改良届出について、そして許可書返納願について、それから、合意解約についてになります。まず、許可不要転用届出についてですが、1 件届出がっております。資料は 38 ページになります。送電用の電気工作物に関する転用になります。法令に規定されております許可不要対象の案件になります。続きまして、土地改良届出についてになりますが、資料は 39 ページになります。農地への機械の乗り入れを良くするための改良届でございます。続きまして、許可書返納願についてになります。資料は 40 ページになります。予定をしておりました建築計画が中止になったことによりまして返納願が出たものでございます。最後に合意解約についてでございますが、今回は、農地法第 18 条の規定による合意解約通知が 10 件っております。内容につきましては 41 ページから 44 ページのとおりでございます。以上、簡単でございますが、報告案件の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

会 長 ただいま、事務局より報告案件につきまして、説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、以上の通り報告とさせていただきます。本日予定しました議案は、すべて終わりましたが、その他で、ご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、これをもちまして、第 1 回農業委員会を閉会いたします。皆さん、ご起立お願いします。お疲れ様でした。